

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

平成 2 8 年 第 3 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成28年第3回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日）午後2時00分～午後3時35分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 武石修一郎

3番 岩田圭子

4番 藤宮志津子

5番 真如昌美（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦

社会教育部長 小俣学

学校教育部

参事兼 岡田博史

学校教育課長 岩本尚史

指導室長

建築課長兼

教育施設担当

副参事

給食課長 梶川義夫

統括指導主事

中央公民館長

指導主事

社会教育課長 村上敏彰

中央図書館長 関田実千代

小野隆一

6. 書 記

庶務係長 福 嶋 まゆ美

主 事 古 川 敦 子

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 1 号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について
- 第 4 第 2 号選挙 東大和市教育委員会委員長第 1 職務代理者及び第 2 職務代理者の指定について
- 第 5 議席の指定について
- 第 6 第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 7 第 3 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 8 第 4 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 9 第 12 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について
- 第 10 第 13 号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第 11 第 14 号議案 東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 12 第 15 号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について
- 第 13 第 16 号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について
- 第 14 第 17 号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程
- 第 15 第 18 号議案 第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱（案）について
- 第 16 第 19 号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について
- 第 17 第 20 号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第 18 第 21 号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 19 第 22 号議案 東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正する訓令
- 第 20 その他報告事項 (1) 新学校給食センター稼働に向けた準備について
(2) 平成 28 年度東大和市立小・中学校入学式告辞（案）について
(3) 平成 27 年度東京都児童・生徒の体力検査の結果について
(4) 第 26 回多摩湖駅伝大会について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成28年第3回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、武石委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 平成28年2月18日から3月20日までの諸務報告を申し上げます。

2月18日、木曜日、校長会役員会に出席をいたしました。

2月21日、日曜日、車椅子バスケットボール大会開会式に出席をいたしました。

2月24日、水曜日から3月16日、水曜日まで、平成28年第1回市議会定例会に出席をいたしました。

2月25日、木曜日、定例校長会に出席をいたしました。

3月5日、土曜日、南街公民館まつりを視察して、その後、第五中学校の作品展を視察し、最後は、東大和市立郷土博物館のひな人形展を視察をいたしました。

3月6日、日曜日、東大和防災フェスタ2016の開会式に出席をいたしました。

3月8日、火曜日、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループに出席をいたしました。

3月13日、日曜日、第35回東大和歩こう会開会式に出席をいたしました。

3月15日、火曜日、定例校長会に出席して、その後、東京学芸大学との教員研修開発プロジェクトに出席し、あいさつをさせていただきました。

3月17日、木曜日、青梅信用金庫寄付品贈呈式に出席をいたしました。昨年同様、テント、二張り子どもたちの楽器をいただくことになりました。東大和市青少年問題協議会に出席をいたしました。

3月18日、金曜日、第五中学校の卒業式に出席をいたしました。

3月20日、日曜日、第26回多摩湖駅伝大会開会式及び表彰式に出席をいたしました。

以上でございます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について

○鈴木委員長 日程第3、第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙についてにつきまして、ご説明申し上げます。

平成27年4月から教育委員会制度が改正されましたが、当市では経過措置を適用し、現教育長の教育委員としての任期中である平成28年3月31日までの間は、これまでの教育委員会制度を維持し、教育委員長、教育長、教育委員会の関係を変えずに運用しております。現在は経過措置の適用期間でありますことから、制度改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育委員長の任期は1年と定められております。ここで、教育委員長としての任期が平成28年3月27日までとなっておりますことから、平成28年3月28日から経過措置が適用される平成28年3月31日までの間の委員長の選挙をお願いするものであります。

なお、制度改正前の法律第12条では、教育長を除く委員の中から委員長を選挙することとなっております。また、同様に東大和市教育委員会会議規則第6条の規定では、委員長の選挙は互選によるものとされております。互選につきましては、選挙、指名選挙等の方法がありますが、委員長からお諮り願いたいと思います。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

委員長の選挙につきましては、東大和市教育委員会会議規則第6条の規定により、互選によることとされています。

選出方法につきまして、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

武石委員。

○武石委員 指名推選の方法をとることを提案します。

○鈴木委員長 ただいま指名推選とのご発言がございました。指名推選とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、委員長の選挙の方法は指名推選によることとします。

どなたか指名推選はありますでしょうか。

武石委員。

○武石委員 鈴木委員を推薦いたします。

○鈴木委員長 岩田委員。

○岩田委員 私も、鈴木委員を推薦いたします。

○鈴木委員長 ただいま武石委員、岩田委員から、私、鈴木を推薦したいという、ご発言がありました。

鈴木を委員長とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について、鈴木を委員長とすることに決定します。

◎日程第4 第2号選挙 東大和市教育委員会委員長第1職務代理者 及び第2職務代理者の指定について

○鈴木委員長 日程第4、第2号選挙 東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第2号選挙 東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定についてにつきまして、ご説明申し上げ

げます。

平成27年4月から教育委員会制度が改正されましたが、当市では経過措置を適用し、現教育長の教育委員としての任期中である平成28年3月31日までの間は、これまでの教育委員会制度を維持し、教育委員長、教育長、教育委員会の関係を変えずに運用しております。現在は経過措置の適用期間でありますことから、制度改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会が指定する委員がその職務を行うことになっております。

当市では、東大和市教育委員会会議規則第7条の規定により、委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の2人を互選により指定することになっております。その方法につきましては、選挙、指名推選等がありますが、委員長からお諮り願いたいと思います。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

職務代理者は、東大和市教育委員会会議規則第7条の規定によると、第1、第2の2人を互選により指定することになっております。互選の方法は、選挙、指名推選の方法等がありますが、指名推選とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、指名推選とさせていただき、私から指名をさせていただきます。

第1職務代理者に武石修一郎委員を、第2職務代理者に岩田圭子委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第2号選挙 東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について、第1職務代理者に武石修一郎委員を、第2職務代理者に岩田圭子委員を指定します。

◎日程第5 議席の指定について

○鈴木委員長 それでは、日程第5、議席の指定を行います。

東大和市教育委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席は委員長が会議

に諮って定めることになっております。

議席につきましては、ただいまのご着席の議席ということといたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、議席につきましては、ただいまご着席の議席に指定します。

◎日程第6 第2号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第6、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第2号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成27年度東大和市一般会計補正予算（第6号）であります。

一般会計補正予算（第6号）は、第1回市議会定例会に第21号議案として提出され、2月24日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、平成28年2月23日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回、教育委員会定例会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育関係は学校教育部長から、社会教育関係は社会教育部長からご説明申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、平成27年度東大和市一般会計補正予算（第6号）のうち、学校教育に関する概要につきましてご説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

歳出でございますが、10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は12万8,000円の増額であります。

2ページの説明欄をご覧ください。

事業番号1、就学相談事業費は4万8,000円の増額であります。8節報償費は、医師にかかる就学支援委員会委員報償費を増額するものであります。就学相談の申込の増加に伴い、委員会の1回当たりの受付件数を通常の4人から5人に増やすなど、さまざまな対応をしてまいりましたが、計画している回数では相談への対応が困難となったため、1回増やすものであります。

事業番号11、教育指導管理事務費は8万円の増額であります。7、賃金は、賃金の引き上げに伴い予算の不足が見込まれるため、学習支援員の賃金を増額するものであります。

恐れ入ります。3ページをお開きください。

5項保健体育費、3目学校給食費の事業番号3、学校給食センター新築工事費は3億3,465万2,000円の減額であります。工事は平成27年度と平成28年度の2箇年で行いますが、工事内容の一部の年度区分を変更することにより、減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、続きまして社会教育部の説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出の説明となります。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

10款教育費、4項社会教育費は76万6,000円の増額であります。

その下、2目公民館費は46万6,000円の増額であります。

2ページの説明欄をご覧くださいと思います。

事業番号4、蔵敷公民館事業費、15節工事請負費も同額の46万6,000円であります。内容であります。事務室内の電話が経年劣化により、通話時に雑音が生じることから修繕するものであります。なお、平成5年に設置をいたしました電話機につきましては、既に23年が経過をしており、メーカーのほうでは製造販売をしておりませんので、電話機だけの交換でなく、電話設備全面の取り替えということで修繕をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 第3号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第7、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第3号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成27年度東大和市一般会計補正予算（第7号）であります。

一般会計補正予算（第7号）は、第1回市議会定例会に第35号議案、追加議案として提出され、3月16日に原案どおり可決されております。市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、平成28年3月11日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回、教育委員会定例会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきまして、社会教育部長からご説明を申し上げます。

よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、平成27年度東大和市一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

資料の左側のページをご覧ください。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は1,050万円の増額であります。

右側のページの説明欄になりますけれども、事業番号16、地方創生歴史・文化

まちづくり事業費、11節需用費、⑥修繕料も同額の1,050万円の計上であります。内容であります。国の地方創生加速化交付金を活用し、産業振興課で行う事業の実施に合わせ、参加者が訪れる文化施設等の修繕を行うものであります。具体的な修繕箇所につきましては、今後、産業振興課と調整し、決定をまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 第4号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第8、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第4号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成28年度東大和市一般会計予算であります。

平成28年度一般会計予算は、第1回市議会定例会に第1号議案として提出され、3月16日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、平成28年2月23日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回、教育委員会定例会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

概要といたしましては、平成28年度一般会計歳入歳出合計ともに323億7,900万円で、前年度と比較しまして18億8,800万円の増であります。教育費は51億3,341万2,000円で、前年度と比較いたしまして10億7,582万2,000円の増であります。

詳細につきましては、学校教育部関係は学校教育部長から、社会教育部関係は社会教育部長からご説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、学校教育部に関係いたします平成28年度当初予算につきまして、新規事業など主な事業を中心にご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

お手元の平成28年度東大和市一般会計予算書及び説明書（教育費歳入抜粋）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金は6,871万6,000円で、前年度比2億158万円の減額であります。学校施設環境改善交付金は、小学校5校のマンホールトイレ設置工事、第七・第八小学校における校舎の外壁改修工事に対するものであります。

3ページをお開きください。

14款都支出金、1項都負担金、5目教育費都負担金は1,849万2,000円で、前年度比1,754万円の増額であります。水飲栓直結給水化モデル事業費負担金は、第一中学校における改修工事に対するものであります。

3項委託金、6目教育費委託金は1,940万円で、前年度比1,319万1,000円の増額であります。学力ステップアップ推進地域指定事業委託金は、教員への支援並びに児童・生徒への支援を実施し、基礎学力の向上を図る事業に対するものであります。

以下、歳入につきましては、ほぼ前年度と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳出でございます。

お手元の教育費抜粋の予算書、338ページをお開きいただきたいと存じます。

10款教育費は51億3,341万2,000円で、前年度比10億7,582万2,000円の増、26.5%の増であります。一般会計に対する教育費の構成比は15.9%で、前年度と比べ2.6ポイントの伸びであります。

右側の説明欄により、以下、ご説明申し上げます。

説明の順序は、市長が掲げる平成28年度の優先施策、日本一子育てしやすいまちづくりに係る施策、次に地域力・教育力の向上に係る施策、そして優先施策以外の主な事業とさせていただきます。このため、説明に際してはページが前後いたしますが、ご了承願います。

初めに、日本一子育てしやすいまちづくりに係る施策であります、343ページをお開きください。

事業番号1、就学相談事業費は、就学前児童に対する巡回相談の拡充に係る経費を新規に計上しております。発達障害のある未就学児の早期発見と支援を行うため、心理相談員を1人増員し、相談体制の強化、充実により、児童の健全育成等を図るものであります。

357ページをお開きください。

事業番号18、学力・授業力向上推進事業費は、協力指導員（ティームティーチャー）や学習支援員の配置等により、児童・生徒の学力向上を図るものであります。

次に、地域力・教育力の向上に係る施策であります、347ページをお開きください。

事業番号6、通学路等学校安全対策事業費は、児童の安全を確保するため、小学校全校の通学路に防犯カメラを設置するものであります。

次に、学校トイレの改善に係る経費であります、361ページをお開きください。

中ほどの学校施設清掃等及び便所清掃・尿石除去清掃業務委託料には、小学校トイレの尿石除去に係る経費を新規に計上しております。

363ページをお開きください。

事業番号2、小学校環境整備事業費は1億8,513万7,000円であります。15節工事請負費、小学校トイレの一部の洋式化工事費を新規に計上しております。

373ページをご覧ください。

中学校トイレの尿石除去にかかわる経費を計上しております。

375ページをお開きください。

事業番号2、中学校環境整備事業費は4,341万円であります。13節委託料は、中学校全校の冷房化工事に係る設計費を新規に計上しております。

421ページをご覧ください。

事業番号3、学校給食施設建設事業費は23億5,979万2,000円であります。平成29年4月の稼働に向け、学校給食センターを新築し、個々食器など必要な備品等を整備するものであります。

同じページの事業番号4、新学校給食センター運営準備費は3,136万8,000円あります。給食の調理、配膳など民間活力の導入等に当たり、必要な準備経費を新規に計上し、円滑な事業の推進を図るものであります。また、アレルギー対応、食育等の充実のため、市の嘱託員の栄養士を1人配置する経費を計上しております。

次に、優先施策以外の主な事業であります、343ページをお開きください。

事業番号3、校務ネットワーク管理・運営事業は、学校現場における事務処理の高度化と情報セキュリティの強化を図るものであります。

363ページをお開きください。

事業番号2、小学校環境整備事業費、13節委託料では、小学校体育館バスケットゴール耐震化設計委託料を計上しております。15節工事請負費では、第七・第八小学校の校舎外壁改修工事費を計上しております。校舎の外壁調査に基づき、施設の環境改善と安全性の確保を図ってまいります。第三小学校屋上防水改修工事費は、経年劣化を改善し、施設の適正な維持管理を図るものであります。

367ページをお開きください。

事業番号2、通級指導学級事業費では、平成28年度から全小学校に設置する特別支援教室の運営経費を計上しております。

最後に、375ページをお開きください。

事業番号2、中学校環境整備事業費、15節工事請負費は、第一中学校水飲栓直結給水化改修工事費を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、引き続きまして社会教育部の当初予算につきまして、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、教育費歳入抜粋をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

なお、内容につきましては、主なものとさせていただきますので、よろしくお

願いたします。

12款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料であります。4節保健体育使用料は6万9,000円の計上であります。

右の2ページになりますが、社会教育課が3件ございまして、1つ目は市民体育館建物使用料6万4,000円、市民プール土地使用料2,000円、桜が丘市民広場土地使用料3,000円、この3件につきましては新規の計上であります。内容であります、昨年4月から体育施設の指定管理者が新しく変更いたしました、その指定管理者からの提案で、当該施設3箇所に飲料水の自動販売機を新たに設置したことから、土地・建物使用料を計上するものであります。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

14款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金は759万7,000円の計上であります。

4ページになりますが、説明欄をご覧ください。

社会教育課のスポーツ振興等事業費補助金も同額の759万7,000円でありまして、新規計上であります。内容であります、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けまして、東京都の補助を活用し普及啓発事業を行いますので、そのための歳入を計上するものであります。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

15款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、1節物品売払収入の社会教育課、2つ目の記念切手売払収入93万円ではありますが、新規計上でございます。内容につきましては、後ほど歳出のほうでご説明させていただきますけれども、吉岡堅二画伯の絵をデザインといたしましたオリジナルフレーム切手をつくりますので、その歳入を計上するものであります。

そのほかの歳入につきましては、ほぼ前年度と同様になっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

これより、歳出の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、歳出の教育費抜粋、予算書380ページをお開きいただきたいと思います。380ページでございます。

10款教育費、4項社会教育費は6億2,953万6,000円で、昨年に比べ1.1%の増であります。

その下、1目社会教育総務費は3億9,332万1,000円で、昨年度に比べ0.6%の

増であります。

続きまして、381ページの説明欄をご覧いただきたいと思います。

事業番号2、社会教育事務費は553万1,000円で、昨年度に比べ280万6,000円の増額で、率にして97.1%の増であります。13節委託料266万8,000円は、生涯学習・生涯スポーツ推進計画策定支援業務委託料であります。平成27年度におきましては、昨年9月の市議会定例会の補正予算で議決をいただいておりますので、平成28年度当初予算といたしましては、新規計上となっております。平成28年度も、引き続きコンサルタント会社の支援を受けて計画を策定し、平成29年3月の完成を目指して進めてまいります。

その下、事業番号3、社会教育委員活動費135万8,000円は、昨年度に比べ3,000円の増額で、率にして0.2%の増となっております。事業につきましては、昨年度とほぼ同様の内容となっております。

恐れ入りますが、383ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号4、成人式事業費87万円は、昨年 to 比べ4万5,000円の増額で、率にして5.5%の増となっております。こちらも内容につきましては、昨年度とほぼ同様となっております。

その下、事業番号5、社会教育関係団体育成事業費421万2,000円は、昨年に比べ1万1,000円の増額で、率にして0.3%の増となっております。こちらも内容につきましては、昨年度とほぼ同様となっております。

その下、事業番号6、市民文化祭事業費271万3,000円は、昨年に比べ18万円の増額で、率にして7.1%の増となっております。主な増の理由といたしましては、市民文化祭で使用いたします展示用のパネルを変更することから、次のページの385ページになりますが、13節委託料、こちらが63万9,000円、増額となっております。

その下、事業番号7、文化財保護・保存事業費1,147万2,000円は、昨年に比べ156万5,000円の減額で、率にして12.0%の減となっております。主な減の理由といたしましては、平成27年度予算の中におきまして、文化財の案内板、これ152万円でしたが、そちらの購入と、あと負担金補助及び交付金のところでございましたが、指定文化財防犯・防災設備整備費補助金130万円の支出が済んだことによるものであります。

恐れ入りますが、387ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号 8、文化施設管理費375万8,000円は、昨年に比べ120万8,000円の増額で、率にして46.9%の増であります。主な増の理由といたしましては、11節需用費、④印刷製本費が昨年度に比べ93万円増となっております。これは先ほど歳入で触れましたけれども、平成28年度が吉岡堅二画伯の生誕110年に当たりますことから、画伯の絵をデザインとしましたオリジナルフレーム切手をつくることにいたしました。このことによりまして、画伯と（仮称）東大和郷土美術館の知名度を上げまして、年2回の特別公開時や新収蔵作品展の際に、市外からもたくさんの来場者が期待できると考えております。

その下、事業番号 9、生涯学習推進計画審議会費137万4,000円は、昨年に比べ57万5,000円の増額で、率にして72.0%の増となっております。主な増の理由といたしましては、委員の報酬が審議会の回数増により増額となっております。

次に、公民館の予算でございます。390ページをお開きいただきたいと思います。

2目公民館費は7,311万5,000円で、昨年に比べ237万2,000円の増額で、率にして3.4%の増となっております。

右側の説明欄をご覧くださいと思います。

事業番号 1、中央公民館事業費3,677万9,000円は、昨年に比べ58万1,000円の増額で、率にして1.6%の増となっております。予算組みとしましては、昨年度と比べ大きな増減はございませんが、ここがふるさと・東大和の魅力発見・発信し隊という東京都市長会の多摩・島しょわがまち活性化事業助成金300万円を活用いたしまして行う事業の2年目に取り組みます。2年目となります平成28年度につきましては、情報発信をする手法や仕組みづくりを進めてまいります。

恐れ入りますが、395ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号 2、南街公民館事業費335万9,000円は、昨年に比べ14万9,000円の増額で、率にして4.6%の増であります。事業につきましては、昨年度とほぼ同様の内容となっております。

恐れ入りますが、397ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号 3、狭山公民館事業費1,672万3,000円は、昨年に比べ35万3,000円の増額で、率にして2.2%の増であります。主な増の理由といたしましては、399ページになりますが、18節備品購入費におきまして、長机14台の費用を計上したことによるものであります。

その下、事業番号4、蔵敷公民館事業費1,263万9,000円は、昨年に比べ77万6,000円の増額で、率にして6.6%の増であります。主な増の理由といたしましては、401ページになりますが、上から8つ目の外壁調査委託料65万9,000円を新規に計上したことであります。

その下、事業番号5、新堀地区会館で行う公民館事業費23万7,000円は、昨年と同額でありまして、内容もほぼ昨年と同様の内容になってございます。

その下、事業番号6、上北台公民館事業費337万8,000円は、昨年に比べ33万3,000円の増額で、率にして10.9%の増であります。事業につきましては、昨年とほぼ同様の内容でございます。

次に、図書館予算の説明であります。

恐れ入りますが、402ページをお開きいただきたいと思います。

3目図書館費は1億2,190万5,000円で、昨年に比べ208万円の増額であります。率にしまして1.7%の増となっております。

右側の説明欄をご覧くださいと思います。

事業番号1、中央図書館管理費7,744万円は、昨年に比べ95万1,000円の増額で、率にして1.2%の増となっております。予算組みとしましては、昨年度と比べて大きな増減はありませんが、平成27年度に試行で行っております中央図書館2階の会議室を自習室として開放することにつきまして、再度、春休みに2回目の試行を行い、検討を進めたいと思っております。

恐れ入りますが、405ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号2、中央図書館事業費2,922万9,000円は、昨年に比べ120万円の増額で、率にして4.3%の増となっております。主な増の理由といたしましては、407ページになりますが、18節備品購入費、上から5つ目でございますが、長年、故障をし、利用できなかったマイクロフィルムリーダーの購入費用133万3,000円を新たに計上したことによるものであります。

その下、事業番号3、桜が丘図書館事業費、並びに事業番号4、清原図書館事業費につきましては、昨年とほぼ同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、博物館予算の説明であります。

恐れ入りますが、408ページをお開きいただきたいと思います。

4目郷土博物館費4,119万5,000円は、昨年に比べ36万3,000円の増額で、率に

して0.9%の増となっております。

右側の説明欄をご覧くださいと思います。

事業番号1、郷土博物館管理費3,271万円は、昨年に比べ43万6,000円の増額で、率にして1.4%の増となっております。主な増の理由といたしましては、郷土博物館におきまして歴史民俗部門の業務が増えておりますことから、臨時職員を1人、減らし、新たに専門知識を有する嘱託員を1人採用することにしたためでございます。

恐れ入りますが、413ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号2、郷土博物館事業費848万5,000円は、昨年に比べ7万3,000円の減額で、率にして0.9%の減となっております。予算組みとしましては、昨年度と比べ大きな増減はございません。

次に、体育関係の説明であります。

412ページをご覧くださいと思います。

5項保健体育費、1目保健体育総務費は4,220万9,000円で、昨年に比べ410万6,000円の増額で、率にして10.8%の増となっております。

右側の説明欄をご覧くださいと思います。

事業番号2、スポーツ推進委員活動費407万円は、昨年に比べ48万1,000円の増額で、率にして13.4%の増となっております。主な増の理由でございますが、平成28年度はスポーツ推進委員の任期替えの年となりますことから、415ページになりますが、11節需用費の中で15人分の被服を貸与するための経費32万3,000円を含んでございますが、計上したことによるものであります。

その下、事業番号3、スポーツ振興事業費1,398万5,000円は、昨年に比べ268万1,000円の増額で、率にして23.7%の増となっております。主な増の理由であります、東京都のスポーツ振興等事業費補助金を活用いたしまして、多摩湖駅伝・ロードレース大会に加え、平成27年度から始めました車椅子バスケットボール大会を行います。また、新たにニュースポーツのボッチャの大会、エチオピアのマラソン選手との交流事業も開催してまいります。さらに、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金を活用いたしまして、市のウォーキングマップを活用したウォーキング事業も行います。それぞれの事業に必要な経費を積算し、積み上げた表記になっております。

恐れ入りますが、416ページをお開きいただきたいと思います。

2目体育施設費は1億2,671万8,000円でありまして、昨年に比べ230万円の減額でございます。率にして1.8%の減であります。

右側の説明欄でありますが、事業番号1、体育施設運営費1億2,671万8,000円は、昨年に比べ230万円の減額で、率にして1.8%の減となっております。平成28年度の主な取組といたしましては、東京都のスポーツ振興等事業費補助金等を活用いたしまして、13節、上から4つ目になりますが、市民体育館冷房設備設計委託料並びに15節の1つ目であります。市民体育館のトイレバリアフリー化工事を新規計上いたしました。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、ないようですから、私のほうからですがけれども、学校教育関係、社会教育関係ともに、予算については金額も大変増加していて、しかも今までの各予算の中で、市の予算の中で占める割合が伸びているということは、非常にありがたく思っています。市長の方針である日本一子育てしやすいまちづくりというのが、ぜひ具体的に実現するように、教育委員会の事務局でも一層努力をしていただきたいと思います。同時に、このような予算が組まれているということは、なかなか市民には知られていないところが多いかと思しますので、機会あるごとに市民へのPRもしていただきながら、この事業が成功するようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎非公開会議の宣告

○鈴木委員長 ここで、会議の非公開についてお諮りいたします。

日程第9、第12号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については、人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いをいたします。

ここで、関係者以外の退場を求めます。

なお、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましては、平成28年4月1日までの時限秘としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

関係者以外の退場をお願いいたします。

(該当者退場)

◎日程第9 第12号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

○鈴木委員長 日程第9、第12号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第12号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、人事案件であります。平成28年3月22日付で内示がございましたので、ご説明申し上げます。

まず、中央図書館長の関田実千代が3月31日付退職のため、市長部局へ出向いたします。

また、学校教育部給食課長兼第二給食センター長事務取扱の梶川義夫が市長部局に出向いたします。

新しく教育委員会に出向となり、任命する者としまして、當摩弘が中央図書館

長となるものであります。

また、斎藤謙二郎が学校給食部給食課長兼第二給食センター長事務取扱になるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第12号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第12号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認と決めます。

ここで、会議の非公開を解きます。

退場者の入場を認めます。

(該当者入場)

◎日程第10 第13号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第10、第13号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第13号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市教育委員会処務規則につきましては、教育委員会の職務権限に属する事務の処理並びに職員の服務について規定し、事務の向上を図ることを目的としております。

第11条は、教育長の決裁事案についての規定であります。同条第5号では校

長会、研究会等の開催に関することが規定されておりますが、決裁区分の見直しにより条文を削除し、あわせて他の条項を繰り上げるものであります。

第14条は、事案の代決についての規定であります。課長の代決について明記がないことから、市長部局と同様の考え方に基つき、文言等の所要の改正を行うものであります。

なお、施行日は平成28年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、第13号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第13号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

◎日程第 1 1 第 1 4 号議案 東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第11、第14号議案 東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第14号議案 東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この規則につきましては、行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されることから、今回、第6号様式と第9号様式の教示文の内容の改正を行うものであります。

第14号議案の改正案文をご覧いただきたいと思います。

第6号様式の教示文の中にあります「60日」を「3箇月」に改め、第9号様式の教示文中にあります「60日」を「3箇月」に、また「異議申立て」を「審査請求」、また「対する決定」を「対する裁決」に改めるものであります。

附則でございますが、施行日を平成28年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第11、第14号議案 東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第14号議案 東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第12 第15号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について

○鈴木委員長 日程第12、第15号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第15号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、委嘱しております学校歯科医の任期が平成28年3月31日で満了いたしますことから、新たに平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

委嘱する学校歯科医の方々は、名簿のとおりであります。全員再任となっております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第12、第15号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第15号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を承認と決します。

◎日程第 1 3 第 1 6 号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について

○鈴木委員長 日程第13、第16号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第16号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、委嘱しております学校薬剤師の任期が平成28年3月31日で満了いたしますことから、新たに平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

委嘱する学校薬剤師の方々は、名簿のとおりでございます。名簿の中で、第二小学校の森下信氏及び第五中学校の喜連真里子氏を除きましては再任となっております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第13、第16号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を承

認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第16号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を承認と決します。

**◎日程第 1 4 第 1 7 号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を
改正する規程**

○鈴木委員長 日程第14、第17号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第17号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、小学校への特別支援教室設置及び第三中学校への通級指導学級設置に伴う選出委員の構成を改め、文言の見直しに伴う改正であります。

内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書に付してございます改正文と新旧対照表をご覧ください。

第3条第3号中「20人」を「22人」に改め、同条第4号中「7人」を「6人」に改め、同条第5号中「4人」を「5人」に改めるものであります。

第6条第1項2号中「通級入級判定会議」を「通級等利用判定会議」に改め、「通級指導学級」の次に「及び特別支援教室」を加え、「学級を」を「学級等を」に、「への入級」を「の利用」に改め、同条第4項中「通級入級判定会議」を「通級等利用判定会議」に、「10人」を「20人」に改め、同条第5項及び第6項中「通級入級判定会議」を「通級等利用判定会議」に改めるものであります。

第7条中「通級入級判定会議」を「通級等利用判定会議」に改めるものであります。

附則につきまして、平成28年4月1日から施行するものでありますが、その後に「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において新たに就任する委員の任期は、改正後の東大和市就学支援委員会規程第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。」ものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第14、第17号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第17号議案 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程について、本件を承認と決めます。

**◎日程第15 第18号議案 第二次東大和市特別支援教育推進計画
策定懇談会設置要綱（案）について**

○鈴木委員長 日程第15 第18号議案 第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第18号議案 第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、市では特別支援教育を推進するために、平成26年12月に策定いたしました東大和市特別支援教育推進計画に基づき、体制整備と施策の展開を図っております。この計画期間が平成28年度末で終了することから、第二次計画を平成28年度中に検討するための組織を、平成28年4月1日に立ち上げるための設置要綱につきまして、ご審議いただくものでございます。

詳細につきましては、学校教育部長からご説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、お手元の設置要綱の内容につきまして、ご説明を

申し上げます。

第1条では、検討組織として懇談会の設置について規定をしたものでございます。

第2条では、懇談会の所掌事務につきまして規定したものであります。懇談会は、特別支援教育の基本方針、特別支援教育推進計画の策定に必要な事項をまとめ、教育長に報告するものでございます。

第3条では、懇談会の委員の構成を規定したものであります。前回策定した際のメンバーに加えて、新たに学識経験者を1人、公募による市民を3人以内とし、今回の策定では専門性と市民目線での意見を計画の策定に反映したいと考えております。

第4条では、意見等の聴取を規定したものであります。懇談会では、必要に応じて委員以外の者の出席を求めたり、意見や説明を聞くことができる旨、規定するものであります。

第5条は、懇談会の庶務を学校教育課と規定したものであります。

第6条は、懇談会の設置期間を規定したもので、第2条の所掌事務が終了するまでとしております。

最後に、第7条でございますが、この要綱に定めがない事項につきましては、懇談会の運営に必要な事項は、座長が懇談会に諮って別に定めることにしたものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第15、第18号議案 第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱(案)について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第18号議案 第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱(案)について、本件を承認と決めます。

◎日程第 1 6 第 1 9 号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

○鈴木委員長 日程第16、第19号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第19号議案 東大和市立学校産業医の委嘱についてにつきまして、ご説明申し上げます。

本件は、東大和市立学校産業医 2 人、第一中学校産業医、市立学校衛生運営委員会産業医の任期満了に伴う更新の手続を行うものであります。委嘱するに当たりましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第11号により、教育委員会の議決を経て教育長が行うとされております。このことから、今回提案させていただくものであります。

委嘱する産業医につきましては、別紙、東大和市立学校産業医候補者の 2 人であり、昨年度に委嘱させていただいた同様の委嘱産業医の更新手続となります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第16、第19号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第19号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認と決します。

◎日程第 1 7 第 2 0 号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第17、第20号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を議題に供します。

本件につきましては、岩田委員に関する事件でありますので、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により除斥となりますので、岩田委員の退席を求めます。

(岩田委員退場)

○鈴木委員長 議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第20号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在のスポーツ推進委員の任期は、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、次期の委員についてご提案申し上げるものであります。

スポーツ推進委員は、東大和市スポーツ推進委員に関する規則第2条に基づき、東大和市におけるスポーツの推進に係る整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する方々であります。ご提案いたしました委員につきましては、お手元の議案書に記載のとおり15人の方で、全員が再任であります。

なお、任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間であります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第17、第20号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第20号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

ここで、岩田委員の除斥を解きます。

(岩田委員入場)

◎日程第18 第21号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第18、第21号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第21号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の改正により、審査請求ができる期間を60日以内から3箇月以内に変更するなどの必要な改正を行うものであります。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

第22号様式中の「（第18条関係）」を「（第19条関係）」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」にそれぞれ改正するものであります。

最後に、附則であります、この規則の施行日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第18、第21号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第21号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

◎日程第19 第22号議案 東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正する訓令

○鈴木委員長 日程第19、第22号議案 東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正する訓令について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第22号議案 東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正する訓令についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成28年度から東大和市立公民館保育室の対象児の年齢要件を、現行の満1歳の幼児から生後9月を経過した乳児に改正するものであります。

詳細につきましては、社会教育部長よりご説明申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、第22号議案 東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正する訓令につきまして、ご説明させていただきます。

なお、内容につきましては、議案の次に添付してございます東大和市立公民館保育室運営要綱（昭和57年教育委員会訓令第1号）新旧対照表によりまして、ご説明をいたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、第1条でございますが、これまで「幼児」とだけ記載のありましたところを、「（生後9月を経過した乳児を含む。以下同じ。）」と変更するものであります。

続きまして、第2条におきましては、「各号の一に」を「各号のいずれかに」、そして「満1歳」を「生後9月を経過した日」に変更し、また同じ行にございます「達するまでの者」を「達する日の前日までの間にあるもの」に改めております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第8条第2項でございますが、「おおむね幼児4名に対し1名の」とありましたところを、「次の各号に掲げる幼児の区分に応じ、当該各号に定める」とし、その各号として、「（1）1歳未満の幼児 おおむね幼児3名に対し保育者1名」、「（2）1歳以上の幼児 おおむね幼児4名に対し保育者1名」を追加いたしました。

第9条第3項では、「申込み」を「申請」に改めているところでございます。

最後に、議案の最後の附則に戻りますけれども、この要綱の施行日を平成28年

4月1日とするものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第19、第22号議案 東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正する訓令について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第22号議案 東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正する訓令について、本件を承認と決します。

◎日程第20 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第20、その他報告事項を行います。

報告事項1、新学校給食センター稼働に向けた準備について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○梶川給食課長 それでは、その他報告資料(1)をご覧いただきたいと思います。

新学校給食センター稼働に伴う準備についてというものでございます。

こちらについては、先日、ファクスでご報告させていただいたものと同様のものがございます。新学校給食センター、平成29年4月稼働、これのための準備といたしまして、本日、2点ご報告するものでございます。

1点目、1番でございますが、調理配膳業務委託、委託業者の選定方法についてでございます。

調理配膳業務委託事業者につきましては、東大和市学校給食センター運営委員会等のいただいた意見を尊重いたしまして、プロポーザル方式により公募を行いまして、庁内職員で組織いたしました選定委員会で候補者を選定してまいります。

選定基準等につきましては、「東大和市学校給食基本計画」に基づく魅力的な学校給食、それから安全衛生管理の面で、こういった対応に配慮した業者ということで検討してまいります。

2 点目でございますが、アレルギー対応でございます。

新学校給食センターでは、アレルギーの専用調理室を設けてございます。こちらにございますように「学校生活管理指導表」、こちらを提出していただいた児童・生徒を対象といたしまして、除去対象のアレルギー原因物質、アレルギー原因食材を含む給食につきまして、当該食材を除いた除去食を調理し、個別容器で提供させていただきます。

除去食品目についてですが、（１）、（２）で整理させていただいております。

まず（１）表示義務 7 品目ということでございますが、こちらは国の省令によりまして、2 行目にございますが、「発症件数が多い」または「症状が重くなることが多く、生命に関わるため」といった理由によりまして、表示が義務づけられているもの、これらが 7 品目ございます。こちらにつきましては、3 種類に分けて整理しております。

まず 1 点目、除去食を提供する対象といたしまして、卵、乳、えび、かに、この 4 品目を新給食センターのほうで、除去食調理をさせていただきたいと考えております。

それから、給食でもともと提供しないものとしたしましては、そば、落花生でございます。

それから、最後ですが、除去食対象としないものということで、小麦ということで整理させていただいております。小麦につきましては、飛散する可能性が全く防止できるとは限りませんので、除去食対象とはしないものでございます。

（２）の表示推奨品目ということでございますが、こちらは国の通知によりまして、「過去に一定の頻度で発症が報告されたもの」、こうした理由によりまして、こちらは表示が推奨されている品目でございます。こちら、該当者が比較的多いものの扱いはとして、次のとおりといたしております。

まず除去食を提供するものとして、キウイフルーツ、アーモンド、こちらは新給食センターで除去食調理をさせていただきます。

それから、給食で提供しないものでございます。もともと給食に使わないとしているものが、くるみ、カシューナッツというところでございます。

ということで、新学校給食センターにおきましては、除去食対象を卵、乳、えび、かに、キウイフルーツ、アーモンドという 6 種類で対象として、対応させていただきます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 2、平成28年度東大和市立小・中学校入学式告辞（案）について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 それでは、平成28年度東大和市立小・中学校入学式告辞（案）について、ご説明をさせていただきます。

今回、その他報告資料 2 としてお示しをいたしましたものにつきましては、前回の教育委員会後にお示しをしたものと同様のものがございます。特にご意見をいただくということはございませんでしたので、修正等はなく、そのままお示ししております。今回、ご承認をいただき、入学式の告辞としたいと考えております。

ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項（3）平成27年度東京都児童・生徒の体力検査の結果について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 それでは、その他報告資料 3 をご覧ください。

「平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」結果の概要についてお示しをさせていただきました。

1 枚おめくりいただきまして、まず初めに生活・運動習慣にかかわる調査項目について、小学校 5 年生並びに中学校 2 年生の結果をまとめたものをお示しいたしました。

まず、小学校 5 年生、中学校 2 年生において、運動をしないと回答をした割合

をお示ししてございます。平成26年度と比較をしますと、1週間に全く運動をしないと回答をした割合は小5、中2ともに増加をしているという傾向がございました。

また、続きまして朝食を毎日食べている児童の割合ということでございますが、中2の男子が2ポイントほど増加をしておりますが、あとはやや減少をしている傾向でございます。また、小学生におきましては、85%から90%の児童が朝食を必ずとっている。それから、中学生につきましては、80%以上がとっている状況ではございますが、引き続き朝食の大切さ等も含めて啓発していく必要があるかと考えております。

続きまして、隣のページになりますが、1日3時間以上テレビを見ている割合でございますけれども、こちらは小5、中2ともに昨年度と比較しまして若干減少をしているという良い状況でございます。

また、4番の携帯電話を3時間以上使用している割合につきましては、中2男子が少々増えておりますが、あとのところは多少減少をしているという状況ではございます。ただ、減少をしているといいましても、東京都の平均と比べますと、本市の児童・生徒につきましては、携帯電話を3時間以上使用している割合が東京都よりも多い状況は変わりはないでございますので、このあたりにも課題があるかというふうに考えております。

続きまして、次のページをおめくりください。

こちらは体力・運動能力調査の結果についてお示しをしたものでございます。

それぞれの体力の合計点が、どのような状況であるかということをお示しをいたしました。塗り潰してある項目のところにつきましては、都の平均値を上回っているというところでございます。

小学校におきましては、体力の合計点は、東大和市では、小学校男子については、2年生、4年生、5年生、6年生は東京都の平均を上回っており、女子については3年生、5年生、残念ながら中学生については、東京都の平均を上回る合計点の学年はございませんでした。中学生の体力につきまして、憂える状況があると、こちらから読み取れる状況でございます。

続きまして、次のページをおめくりいただきまして、体格及び実技種目の結果についてでございます。

こちらとも都の平均値以上のものにつきましては、黒く塗ってございます。東大

和市全体を見てみますと、小学生においては握力、上体起こし、長座体前屈、立ち幅跳び、ソフトボール投げにつきましては、東京都の平均を上回る状況ではございますが、次のページをご覧くださいますと、中学生におきましては長座体前屈と、それから男子においてはハンドボール投げのみということになりまして、やはり中学生の体力につきましては、大きな課題があると考えております。

今後のことについてでございますけれども、各学校において体力向上に活用できるようなオリンピックカードというものを平成27年度に作成をし、活用をお願いしている状況でございますので、東京都が実践を推奨しております一校一取組運動というようなこともあわせながら、各学校での体力向上の取組、そして体育授業における授業の充実というようなものを、支援していきたいと考えております。

なお、中学校におきましては、今年度、東京都が体力向上のための授業として、スーパーアクティブスクールというものを指定するということがございます。その活用を申請している学校がありますので、そのような学校の実践をぜひ市内に広めて、中学生の体力向上についても、ぜひ改善を図っていくよう支援をしてまいりたいと考えております。

以上、報告でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

詳細なところまでわかる、わかりやすい資料をつくっていただいて、ありがとうございました。ぜひ、お話のように活用していただいて、成果が出るように、よろしくお願いいたします。

質疑を終了いたします。

報告事項4、第26回多摩湖駅伝大会について、本件の報告をお願いいたします。
社会教育課長。

○村上社会教育課長 それでは、その他報告事項4、第26回多摩湖駅伝大会の結果についてご報告させていただきます。

資料の4をご覧ください。

3月20日の春分の日に行われました第26回多摩湖駅伝大会につきましては、多摩湖周回コース、公園周回コースを合わせまして447チームの申込がありまして、そのうち434チームが参加をいたしました。今回の大会では、2020年東京オリン

ピック・パラリンピックの機運醸成の東京都の補助金を活用いたしまして、招待選手としてロンドンオリンピック、男子マラソン代表の藤原新選手を初めとするアラタプロジェクトの選手を迎え、大会を一段と盛り上げていただきました。昨年どおりスタート地点は多くの人でごった返しましたが、昨年の大会から待機場所を設けるなど、選手の安全配慮を強化いたしましたこともありまして、大きな事故もなく大会を無事終了することができました。

来年の大会は、上堰堤の補強工事で多摩湖周回コースの走路が変更となることが想定されますが、引き続き安全面に注意をいたしまして大会運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

今の報告にありましたように、参加チームが大変増えて、盛り上がって、盛大な会ができたと思うのですが、おっしゃるような何ととっても狭くてちょっと運営が難しいところがありますけれども、良く狭いところで上手に、スムーズに運営できるなと思って感心しました。事故もなく、良い駅伝ができたと思います。お疲れさまでした。

質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第3回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時35分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育局委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 武石 修一郎